軽二輪(126cc~250cc)届出済書返納(廃車)の場合	
使用者が用意するもの	
1	軽自動車届出済証
2	ナンバープレート
3	所有者と使用者の印鑑(認印で可) 軽自動車届出済証に記載の所有者がバイク販売会社の場合は、軽自動車届出済証返納 届にその会社の印鑑の押印も必要です。所有者となっている会社に問い合わせてくだ さい。
4	自動車検査証を返納できない場合 理由書(記名・押印又は署名)又は「再交付を受ける理由」欄に記載が必要 (紛失・盗難の場合は、発見した場合は返納する旨の記載を含む。) ナンバープレートを返納できない場合 理由書(所有者又は使用者の押印又は署名) ※紛失、盗難の経緯、警察への届出年月日、受理番号、発見の際の返納誓約等
5	運輸支局(登録事務所)で用意するもの① 軽自動車届出済証返納届② 軽自動車届出済証返納証明書交付請求書③ 軽自動車税申告書 無料 窓口で配布手数料として300円~500円程度(地域によって違います)が必要です。